

不適切な事務処理等報告書

令和 5 年 7 月 1 1 日 建設部建設管理課

1 事案名

堀水路への土砂等の不適切な搬入等について

2 事案の概要

本事案は、堀水路下流域（堀大橋から新橋交差点までの区域）において、平成元年頃から顕著となった法面の崩落を受け、その対策も兼ねた道路整備を見据え、平成 4 年度から 6 年度にかけて、暗きょ（ボックスカルバート）を設置し、その上部に、公共施設の整備工事等に伴い発生した建設発生土や維持管理業務で発生した廃棄物（以下「土砂等」という。）を敷き詰めたことに端を発します。

しかし、道路整備が具現化しない状況において、土砂等の搬入及び仮置き場としての利用を継続したもので、これらの行為が「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃掃法」という。）及び「秦野市土地の埋立て等の規制に関する条例」（以下「盛土条例」という。）に抵触していたものです。

3 発生原因等の調査

公共施設の整備工事等に携わった関係職員（退職者を含む。）からの聞き取り調査及び平成 2 年度以降の決裁文書等の確認を行いました。

4 調査の結果**(1) 土砂等の搬入の経緯**

聞き取り調査及び工事書類の確認により、土砂等の搬入の経緯について確認しました。（5 ページ「堀水路への土砂等の搬入経緯」のとおり）

(2) 法令等の抵触内容**ア 廃掃法関係**

事業活動に伴い発生した廃棄物については、原則として、保管することなく適時・適切に処分しなければなりません。しかし本事案では、仮置きとしながら長期に渡り放置していたもので、これらの行為が、廃掃法第 3 条（事業者の責務）、第 5 条（清潔の保持等）、第 11 条（事業

者及び地方公共団体の処理)、第12条(事業者の処理)及び第16条(投棄禁止)に抵触し、県湘南地域県政総合センター環境部環境調整課(以下「県」という。)から産業廃棄物撤去計画及び顛末書の提出を求められました。

イ 盛土条例関係

道路・河川整備等、関係法令の規定に基づく整備事業又は災害復旧を目的とする応急処置以外に、国、県その他公法人が条例で定める一定規模の建設発生土の埋め立てを行う場合は、盛土条例第5条第2項第2号に基づき、本市開発指導課及び関係各課と事前に事業内容について協議し、第7条(許可の基準)に相応する処置を講じる必要があります。しかし本事案では、協議を行った経過は確認できず、また、改めて現地を確認したところ、第7条で定める技術基準(のり面勾配)に適合していない箇所が一部ありました。

5 原因

土砂等を長期に渡り搬入し、廃棄物を仮置きとしながら放置していたことは、土砂等を市所有地に置く場合であっても、関係法令が適用される認識が欠如していたものです。

更に、市条例の適用関係が職員に十分な周知がされなかったこと、また、道路整備が具現化していない中で、関係部局間の連携が不足していたことによるものです。

6 不適切な事務に対する是正等の処置

(1) 廃掃法関係

ア 県による現地調査・口頭指導(令和3年7月12日)

廃掃法第3条(事業者の責務)、第5条(清潔の保持)、第11条(事業者及び地方公共団体の処理)、第12条(事業者の処理)及び第16条(投棄禁止)の規定に抵触することから、産業廃棄物撤去計画及び顛末書の提出を求められました。

イ 県へ産業廃棄物撤去計画及び顛末書を提出(令和4年3月18日)

ウ 産業廃棄物撤去計画に基づき、廃棄物撤去作業を開始(同年11月)

(ア) 撤去作業開始に伴い、県へ産業廃棄物の撤去作業の開始を報告(同年11月)

- (イ) 県が現地を確認（同年12月）
- エ 廃棄物撤去作業の完了（令和5年2月18日）
- オ 県が現地調査を実施（同年3月3日）
- カ 県へ完了報告書提出（同年3月30日）

産業廃棄物撤去計画により発生した産業廃棄物の品目別数量

品目（11種）	単位	数量
アスファルト殻	m ³	16.29
コンクリート殻（無筋）	m ³	31.65
コンクリート殻（有筋）	m ³	1.12
コンクリート殻（二次製品）	m ³	29.04
混合（分別できないもの）	m ³	15.80
廃プラスチック	m ³	3.40
がれき類	m ³	0.21
廃タイヤ	m ³	2.50
ガラス・陶器	m ³	1.02
金属くず・アルミ	m ³	1.25
木くず	m ³	44.00
合計	m ³	102.28
含有率（掘削土量 3,425 m ³ に対して）	%	2.99

(2) 盛土条例関係

- ア 盛土条例の取扱いを含めて、開発指導課と協議（令和4年2月18日）
- イ 関係各課（開発指導課・環境共生課・環境資源対策課・生活環境課・下水道施設課・建設管理課）による現地確認調査を実施
(同年3月18日)
- ウ 盛土条例に基づき、開発指導課へ埋立て等協議書を提出
(同年4月25日)
- エ 開発指導課から調整項目一覧表の送付（同年5月16日）
 - (ア) 是正事項（開発指導課）
技術基準（のり面勾配）に適合していない箇所の適切な処理
 - (イ) 指示事項（生活環境課・下水道施設課）

- a 盛土に混在する廃棄物は分別し適正に処理し土質調査の実施
 - b 管理区域内の雨水のマンホール等を利用した排水の処理
- オ 調整項目一覧表に基づき、技術基準不適合箇所の是正作業を開始
(同年12月16日)
- (ア) のり面勾配の是正 (令和4年12月16日～令和5年2月18日)
 - (イ) 廃棄物の分別、適正処理 (令和4年11月7日～令和5年2月9日)
 - (ウ) 土壌調査の実施 (異常なし) (令和5年1月26日)
 - (エ) 雨水マンホール蓋密閉型から穴開き型に変更 (同年2月6日)
- カ 生活環境課へ検定試験結果証明書を提出 (同年3月6日)
- キ 開発指導課へ埋立て等工事完了届を提出 (同年3月30日)

7 今後の対応について

(1) 再発防止への取組

ア 廃棄物を仮置きする行為に対して廃掃法及び盛土条例が適用される認識が職員に欠如していたことから、建設部が中心となり、公共施設の工事及び維持管理を行う部局の職員を対象に関係法令の認識不足に対応するための研修や、関係部局間での定期的な情報交換が行える仕組みを作ります。

イ 盛土条例については、都市部から建設部に対し、現地の状況報告を求め、必要に応じて協議を行うよう指示するなど、制度の周知が不足していたことから、都市部の所管に係る条例等については、都市部・建設部・上下水道局職員を対象に条例等の解釈など、職員の資質向上に向けた研修の取組を実施します。

(2) 第三者委員会について

本事案については、退職者を含めた関係職員からの聞き取りや、現存する決裁文書等により調査を行いました。

今後、第三者による調査を行ったとしても、埋立ての開始から25年以上経過しており、これ以上の事実の判明は困難であり、更に特別な専門的知識の必要性はないことから、第三者委員会の設置は行わないものとします。

【堀水路への土砂等の搬入経緯】

時 期	内 容
平成元年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 台風 22 号による大雨の影響を受け、堀水路下流新橋付近の法面崩落。 ・ 近隣住民等から崩落対策を強化するよう要望があった。
平成 2 年頃	<ul style="list-style-type: none"> ・ 堀水路の崩落対策も兼ねて、新橋から堀大橋までの道路延伸を検討した。[建設部] ・ 道路整備を見据え、雨水の放流先を確保するため、暗きょ（ボックスカルバート）化を計画した。[下水道部]
平成 4 ～ 6 年度	<p>暗きょ布設工事（堀川河川改修工事）[下水道部]</p> <p>堀大橋～新橋間計 279.3m</p>
平成 7 ～ 10 年度頃	<p>公共工事の建設発生土を埋立て</p> <p>[建設部・下水道部]</p>
平成 11 ～ 令和 2 年度頃	<p>公共工事の建設発生土に加え、維持管理業務に伴い、発生した土砂等を搬入、仮置き場として使用（資材、プラごみ、ペットボトル等が混在）</p> <p>[建設部・水道局・下水道部]</p>
平成 28 年	<p>下水道部から建設部に水路管理に係る業務の引継ぎ</p>
令和元年 10 月 12 日	<p>台風 19 号による大雨の影響を受け、堀大橋付近でいつ水</p>
令和 3 年 3 月	<p>新橋上流部の土砂（120 m³、約 220 t）を搬出以降の搬入を禁止 [建設部]</p>